

2023年 2月 6日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会  
分 会 長



### ハラスメント調査について (5)

貴社本年1月30日付「通知書」と題する書面を、貴社従業員であり当労組組合員でもある塚松幸子氏に手交された件について、下記の通りご意見申し上げ、併せて強く抗議申し上げます。また、当労組要求に沿った誠実な回答及び、団体交渉開催を再度強く要求致します。

#### 記

1 上記「通知書」は結論として、「貴殿に対するパワーハラスメントと評価すべき行為は認められないと判断」したようですが、当労組が繰り返し要求した団体交渉には応じられず、質問にも口を塞いだままで、且つ、塚松氏自身が、貴社依頼の弁護士でなく直接尾原社長による調査を求めたにも関わらず、こうした要望には一切応えられないまま、見当違いの「判断」をして幕引きを行おうとの意図があらさまであります。

上記「判断」に納得出来るはずがありません。尾原社長は従業員が就労する職場の代表者であり責任者なのですから、責任ある対応をして下さるよう重ねて要求致します。そして、当労組が書面で為した質問には、誠実にお答え下さいますよう、繰り返し要求致します。

2 上記書面ではまた、「もっとも、当社としては、その他の調査の結果をもとにしての結果報告をうけております。」と述べて、貴社判断の客観性を装おうとされているようですが、上記「判断」は、その「調査」内容すら明らかにできないままで

あります。この一点だけを考えても、上記「通知書」が、凡そ社内におけるパワーハラスメント行為の存否の「判断」をするに耐えられるようなものでなく、意図的、一方的なものであることは明らかであります。真面目な「調査」だと言われるのであれば、どのような調査の結果、どのような真実が明らかとなり、「判断」に対してどのように影響したかを明確に述べられなければなりません。明示されるよう求めます。

3 上記「通知書」はまた、塚松氏が繰り返し「尾原社長による直接の調査」を求めているにも関わらず、これに一切応えようとされなかった事情にも一切触れておられません。このような片手落ちの「調査」で「貴殿に対するパワーハラスメントと評価すべき行為は認められないと判断」されたと言われていますが、塚松氏本人の訴え、意見、要望に一切耳を傾けずに、なぜ「パワーハラスメントと評価すべき行為は認められない」と「判断」できたのか、お答え下さい。

4 当労組と致しましては、上記「通知書」については、塚松氏とともに「極めて不満」でありますので、強く抗議申し上げ、1～3に沿った誠実な回答を、本年2月10日（金）17時30分までに当労組分会宛為されるよう強く要求致します。

また、上記「通知書」について、当労組本年1月30日付「ハラスメント調査について（4）」で要求している団体交渉の追加議題と致します。

以 上